



# 第47回 定時株主総会 招集ご通知

**日時** 2022年6月22日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

**場所** 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
**当社 ポートアイランドビル  
大ホール**

※末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

**決議  
事項** 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役  
(監査等委員である取締役を除く。)  
4名選任の件

## 【新型コロナウイルス感染症の感染防止への対応】

本定時株主総会につきましては、当日のご来場の見合わせをご検討いただき、可能な限り書面または電磁的方法（インターネット）による議決権の事前行使をお願い申し上げます。

株主総会会場において、マスクのご着用、アルコール消毒液による手洗い、検温のお願い等の感染防止策を講じさせていただきますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

また、当日、体調不良と見受けられる方には、ご入場をご遠慮いただく場合がありますので、あらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

本定時株主総会にご来場の株主さまへのお土産はご用意しておりません。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

<b>目次</b>	第47回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類・・・・・・・・	5
	添付書類	
	事業報告・・・・・・・・	14
	連結計算書類・・・・・・・・	41
	計算書類・・・・・・・・	43
	監査報告書・・・・・・・・	45

株式会社シャルレ

証券コード：9885

株 主 各 位

(証券コード 9885)

2022年6月2日

神戸市中央区港島中町七丁目7番1号

(本社事務所)

神戸市須磨区弥栄台三丁目1番2号

**株式会社 シャルレ**

代表取締役社長 林 勝 哉

## 第47回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第47回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、可能な限り当日のご来場の見合わせをご検討いただき、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご確認のうえ、書面または電磁的方法（インターネット）によって議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
当 社 ポートアイランドビル 大ホール

[末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください。]

### 3. 株主総会の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第47期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第47期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

第 1 号 議 案 剰余金の処分の件

第 2 号 議 案 定款一部変更の件

第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

以 上

## インターネットによる開示について

◎ 当社は、株主総会招集通知書とその添付書類をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.charle.co.jp/>) に掲載しておりますので、法令ならびに当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知には、以下の事項は記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部となります。

- (1) 事業報告：業務の適正を確保するための体制についての決議等の概要および当該体制の運用状況の概要
- (2) 連結計算書類：連結株主資本等変動計算書および連結注記表
- (3) 計算書類：株主資本等変動計算書および個別注記表

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.charle.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎ 本定時株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.charle.co.jp/>) に掲載させていただきます。

## お願い

◎ 代理人により議決権を行使される場合は、当社定款の定めにより、議決権を有する他の株主さま1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。なお、代理人によるご出席の場合は、本人および代理人の議決権行使書用紙とともに、委任状を会場受付にご提出ください。

◎ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、株主総会の議事は、議場における報告事項および議案の詳細な説明の省略等の進行方法の工夫により時間を短縮して行うことを検討しておりますので、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願いいたします。

◎ 株主さま同士の席の間隔を広く取るため、十分な座席数を確保できない可能性があります。座席が満席となった場合は、入場の制限をさせていただく場合もございますので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。

◎ 株主総会当日までの新型コロナウイルス感染症拡大の状況次第では、やむなく株主総会会場や開始時間に変更になる場合がございます。

その場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.charle.co.jp/>) に掲載いたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後5時30分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月21日（火曜日）  
午後5時30分入力完了分まで



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月22日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書  
○○○○○○○ 御中  
株主総会日 議決権の数 XX股  
XXXXXXXXXX月XX日

議案1	
議案2	
議案3	

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

議決権行使書  
見本  
XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX

ログイン用QRコード  
ログインID  
XXXXXXXXXX-XXXX-XXX  
パスワード  
XXXXXX

○○○○○○○

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

#### 第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

#### 第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

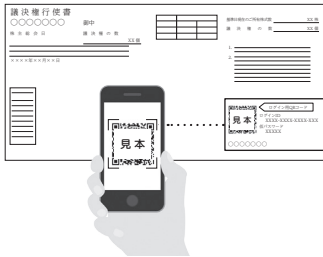
●書面（郵送）およびインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

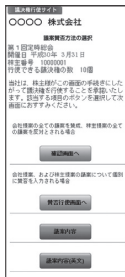
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



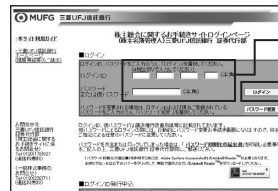
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

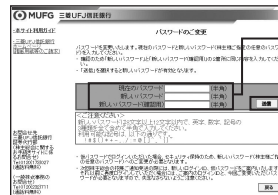
- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまに対する利益配分を経営の重要課題として位置付けており、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては年1回の期末配当を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、当連結会計年度のレディースインナー等販売事業の売上が、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響を受ける以前の2020年3月期の売上と比較して、25億円以上減少しており、依然として売上の下降トレンドから脱していないことおよび今後の厳しい経営環境等を勘案した結果、次のとおりとさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金8円  
配当総額 126,683,784円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月23日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定が2022年9月1日から施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることから、これに備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等（株主総会参考書類、議決権行使書面、会社法第437条の計算書類および事業報告、会社法第444条第6項の連結計算書類）の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第14条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の規定の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変 更 案
<p><u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>  <u>第14条</u>            当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。            （新設）</p>	<p>（削除）</p> <p><u>（電子提供措置等）</u>  <u>第14条</u>            当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。  <u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変 更 案
<p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>（条文省略）</p> <p>（新設）</p>	<p>附則 （監査役の責任免除に関する経過措置）</p> <p>第 1 条 （現行どおり） <u>（電子提供措置等新設の効力発生日および同新設に伴う経過措置等）</u></p> <p>第 2 条 <u>定款第 14 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書に規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から効力を生ずる。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

### （参考）定款一部変更の件に関する補足説明

「電子提供制度」とは、株主総会資料を自社のホームページ等のウェブサイトに掲載し、株主に当該ウェブサイトのアドレス等を書面で通知する方法により、株主に対して株主総会資料を提供することができる制度です。

上場会社には電子提供制度が強制的に適用されることから、当社についても、次回（2023年6月）の株主総会から電子提供制度が適用され、株主の皆さまのお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したことおよびウェブサイトのアドレスを記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。

次回以降の株主総会においても、株主総会資料を書面で受領したい株主さまにおかれましては、「書面交付請求」のお手続きが必要となります。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社または当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行へお問い合わせください。



### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関して、監査等委員会は、相当であり、指摘すべき事項はないと判断しております。

また、取締役候補者の指名については、審議プロセスの透明性および客観性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役（監査等委員である取締役）で構成する任意の諮問機関である指名委員会に諮問し、その意見を尊重したうえで取締役会において決議されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	はやし かつ や 林 勝 哉 (1969年2月3日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> (取締役在任年数1年) 本定時株主総会終結時	1994年4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年4月 当社 入社 2004年6月 当社 取締役 2004年12月 当社 代表取締役副社長 2006年3月 株式会社がいS (現株式会社Sanko IB) 代表取締役 2006年5月 当社 取締役 退任 2007年6月 当社 取締役兼代表執行役社長 2007年6月 株式会社シャルレ (株式会社BC) 代表取締役社長 2008年12月 当社 取締役兼代表執行役社長 退任 2008年12月 有限会社サザンイーグル (現有限会社G&L) 代表取締役 (現任) 2021年6月 当社 代表取締役社長、新規事業部担当、 内部監査室担当 2022年4月 当社 代表取締役社長、新規事業部担当、 インナー・アパレル部担当、ビューティケア部 担当、内部監査室担当 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 有限会社G&L 代表取締役	843,500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>林勝哉氏は、2000年4月に当社入社後、営業部門への従事を経て、2004年6月から取締役を、同年12月から代表取締役副社長を歴任し、2006年5月には当社の持株会社化に伴い、当社の取締役を退任しましたが、2007年6月から取締役兼代表執行役社長に復帰し、当社の経営に携わっております。</p> <p>2021年6月に代表取締役社長に就任した後は、これまでに得た経営者としての知見・経験を踏まえ、当社の経営課題の解決に取り組み、新たな中期経営計画の立案およびその推進に向け、企業運営を進めるなど、当社グループの企業価値向上に資する適切な役割を果たしております。</p> <p>また、「女性を元気にする日本一のグループ」の実現に向けて、シャルレビジネス事業の再生、新規事業開発による新たな柱の創造達成に向け、既存の延長線にない強いリーダーシップを発揮しております。</p> <p>さらに、当社グループのコーポレート・ガバナンスのより一層の向上を図るべく、取締役会においては、議長として、社内と社外の別を問わず取締役による活発な議論がなされるよう会議を適切に運営し、取締役会の経営に対する監督の実効性を高めております。</p> <p>従業員およびビジネスパートナーが一丸となり、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた中期経営計画の推進のための旗振り役として適切な人材であることから、引き続き、同氏を取締役として選任することをお願いするものです。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
2	たか はた のり お <b>高畑則雄</b> (1962年2月10日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> (取締役在任年数3年) 本定時株主総会終結時	1984年4月 株式会社大成入社 1988年11月 当社入社 2007年4月 株式会社シャルレ(株式会社BC)営業執行部 日本橋支店支店長 2008年4月 同社メンバーサポート本部メンバーサポート部 大阪支店支店長 2010年4月 当社メンバーサポート本部西メンバーサポート部 神戸第一支店支店長 2013年4月 当社営業本部営業部東京支店支店長 2018年4月 当社営業本部副本部長 2019年4月 当社執行役員営業本部長 2019年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 2021年4月 当社取締役兼執行役員、商品管理部担当、 東日本営業部担当、西日本営業部担当 2021年4月 株式会社田中金属製作所 取締役(現任) 2021年6月 当社取締役、商品管理部担当、東日本営業部 担当、西日本営業部担当(現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役	500株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>            高畑則雄氏は、当社入社後、長きにわたって主として営業部門に従事し、2019年6月から取締役兼執行役員営業本部長として営業本部を統括するなど、営業部門に関する豊富な経験と見識を有しております。2021年6月に取締役に再任された後、管掌する営業部門においては、当社の中期経営計画に定める「シャルレビジネス事業の再生」に向けた施策として、新規代理店および新規特約店への教育・育成支援とビジネスメンバーへの営業活動支援の強化、リアルな接点とデジタル化の支援を融合させた活動の推進を図り、新規代理店の育成を実現してまいりました。また、当社連結子会社である株式会社田中金属製作所では、同社の取締役として、シャルレビジネス事業で培った営業および商品管理部の知見を活かして商品の生産・販売を推進し、同社の成長を牽引すると共に、当社グループの売上・利益への貢献を果たしました。            当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた中期経営計画の推進のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任することをお願いするものです。</p>			

招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類および計算書類

監査報告

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	せんぽんまつ しげ お 千本松 重 雄 (1969年9月27日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> (取締役在任年数1年) 本定時株主総会終結時	1995年6月 中央出版株式会社入社 1996年4月 当社 入社 2011年4月 当社 メンバーサポート本部東メンバーサポート部 札幌支店支店長 2013年4月 当社 営業本部営業戦略部長 2019年4月 当社 執行役員経営企画部長 2020年4月 当社 執行役員経営企画部長、情報取扱責任者 2020年8月 株式会社田中金属製作所 取締役(現任) 2021年2月 当社 執行役員経営企画部長、コーポレート サービス部担当、内部統制担当、情報取扱責任者 2021年4月 当社 執行役員、経営企画部担当、CB戦略部 担当、情報取扱責任者 2021年6月 当社 取締役、経営企画部担当、CB戦略部 担当、情報取扱責任者(現任) 2022年4月 株式会社WATER CONNECT 取締役 (現任) 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役 株式会社WATER CONNECT 取締役	4,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>千本松重雄氏は、当社入社後、長きにわたって主として営業部門に従事し、2019年4月からは執行役員経営企画部長の職責を果たすなど、営業部門に関する豊富な経験および経営企画部門に関する高い見識を有しております。2021年6月に取締役に就任した後、管掌する経営企画部門においては、新たな中期経営計画の策定を推進すると共に、サステナビリティに関する取り組みを全社的に推進するための枠組みの策定を進めてまいりました。加えて、CB戦略部門においては、当社の中期経営計画に定める「シャルレビジネス事業の再生」に向けた施策として、訪問販売のビジネスモデルの改革案の立案などを進めると共に、リアルの接点とデジタル化の支援を融合させた活動の推進を図り、ビジネスメンバーとの接点の強化を行ってまいりました。</p> <p>また、シャルレビジネス事業で培った経営企画およびCB戦略部門の知見を活かし、当社連結子会社である株式会社田中金属製作所においては、同社の取締役として、同社の成長を牽引することにより、当社グループの売上・利益への貢献を果たしました。</p> <p>当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた中期経営計画の推進のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任することをお願いするものです。</p>			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	<p>はまのまごじ 濱野正治 (1962年1月3日)</p> <p>再任</p> <p>(取締役在任年数1年) 本定時株主総会終結時</p>	<p>1984年4月 当社 入社</p> <p>2004年3月 当社 総務グループマネージャー</p> <p>2005年4月 当社 管理統括部統括部長</p> <p>2006年4月 当社 管理本部本部長</p> <p>2007年4月 株式会社シャルレ(株式会社BC) 管理執行部執行部長</p> <p>2008年4月 同社 管理本部総務・人事部長</p> <p>2010年4月 当社 経営管理本部総務・人事部長</p> <p>2013年4月 当社 内部監査部長</p> <p>2021年4月 当社 執行役員、人事・総務部担当、お客様相談室担当、内部統制担当</p> <p>2021年6月 当社 取締役、人事・総務部担当、法務室担当、お客様相談室担当、内部統制担当、コンプライアンス担当</p> <p>2021年10月 当社 取締役、人事・総務部担当、法務部担当、お客様相談室担当、内部統制担当、コンプライアンス担当(現任)</p> <p>現在に至る</p>	2,100株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b></p> <p>濱野正治氏は、当社入社後、長きにわたって主として管理部門に従事し、2004年3月からは管理部門のマネージャーを始め管理統括部長、管理本部長等を歴任し、その後2013年4月から内部監査部長の職責を果たすなど、管理部門および内部監査部門に関する豊富な経験と見識を有しております。2021年6月に取締役に就任した後、人事・法務部門を管掌し、人事部門においては、働き方改革の推進に向けて、生産性および従業員満足度の向上を目的とした人事施策を立案・実行してまいりました。また、リスクマネジメントの面においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための在宅勤務の就労推進などの施策を進めてまいりました。加えて、法務部門においては、当社のみならず、当社連結子会社である株式会社田中金属製作所も含めた企業グループ全体のコンプライアンス意識の向上を図り、体制強化を進めてまいりました。</p> <p>当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現に向けた中期経営計画の推進のために適切な人材であることから、引き続き、取締役として選任することをお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 当社は保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は当該保険契約に基づき被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告「4. (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等」26頁に記載のとおりであり、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
3. 当社が定める「取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者の指名方針及び選解任基準」については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.charle.co.jp/>) に掲載しております。

**(参考) 当社取締役会のスキル・マトリックス (第3号議案が承認可決された場合)**

当社は、当社取締役会がその役割・責務を適切に果たすために、当社の基本理念、当社グループが目指す姿およびグループ中期経営戦略等に照らして、各取締役に対して、以下の分野における知識・経験を活かした能力(スキル)の発揮を特に期待しており、取締役会全体として必要なスキルが備わっているものと考えております。

氏名	業界の知識・ 経験(訪販・ 組織販売)	法務・ リスク管理	財務・会計	人事労務・ 人材開発	経営戦略	営業	商品開発・ マーケティング	サステナビリティ
林 勝哉	●				●	●	●	●
高畑 則雄	●					●	●	
千本松 重雄	●		●		●	●		●
濱野 正治	●	●		●				
吉田 金吾					●			●
岸本 達司		●						●
井出 久美			●					●
茂 永 崇		●						●

以上

# 事業報告

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及により一時的に経済活動は正常化に向かいましたが、新たな変異株による同感染症の再拡大に加え、ウクライナ情勢の緊迫化による資源価格の高騰等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

レディースインナーウエア市場におきましては、長引く消費活動の制限により生活様式が変化するとともに、衣料品の消費マインドの低下や節約志向も根強く続き、依然として厳しい経営環境が続いております。

ファインバブル製品市場におきましては、ウルトラファインバブル技術が様々な分野に応用され、住宅設備機器以外にも、環境、工業、医療、美容等への開発が進み、今後も市場規模の拡大が期待されております。

また、当社は、取締役会の監督機能の実効性を高めることで当社グループのコーポレート・ガバナンス体制を一層充実させるとともに、取締役会における戦略議論を活発化させることにより、当社グループの企業価値のさらなる向上を図ることを目的として、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

このような環境のもと、当社グループは、前連結会計年度に、中期経営計画の推進期間の1年間延長を含む一部見直しを行いました中期経営計画（2019年4月～2023年3月期）の2つの基本戦略に基づき、各戦略項目を推進してまいりました。

1つ目の基本戦略である「シャルレビジネス事業の再生」におきまして、販売組織の拡大戦略については、前連結会計年度にマーケティングプログラム等を見直した効果により新規代理店数は大幅に増加しましたが、新規特約店数は前連結会計年度に大幅に増加したこともあり、同年度を下回る結果となりました。次に、商品開発および販促推進については、アウトター類を中心に、新たな生活様式の変化に伴いコンセプト等を見直しを図りましたが、売上は伸び悩む結果となりました。また、質の高い生活領域に関連した商材として、子会社のシャワーヘッドを訪問販売にて販売しました。顧客へのダイレクトアプローチ戦略については、一般顧客を対象とした催事販売等を計画しましたが、同感染症まん延の影響により、実行中止いたしました。新ビジネススタイルの推進については、ビジネスメンバーを対象に情報伝達等のデジタル環境を整備するとともに、新たなビジネス活動様式のテスト運用に取り組んでまいりました。収益性向上策としては、子会社のシャワーヘッドの販売が利益に貢献し、衣料品の一部商品を値引き販売したことなどにより在庫ロスが低減した影響で利益率の改善につながりました。

2つ目の基本戦略である「新規事業開発による新たな柱の創造」につきましては、子会社の事業運営においてシャワーヘッドの販売状況が引き続き好調に推移し、売上が伸長しました。

M&A・提携等については、引き続き積極的な企業探索を行っております。新たなチャネルへの展開については、国内での訪問販売ルート以外の販路開拓を目指し、テレビショッピング等を活用したテスト販売を行いました。新規顧客人数が目標値を大幅に下回ったことから、当戦略の推進は中止することにいたしました。海外展開については、ベトナムでのテストマーケティングを継続しております。

これらの結果、当連結会計年度における当社グループの経営成績につきましては、売上高は155億65百万円（前連結会計年度比13.0%増）となりました。利益面につきましては、営業利益は17億4百万円（前連結会計年度は営業損失7億75百万円）、経常利益は17億20百万円（前連結会計年度は経常損失7億29百万円）となりました。レディースインナー等販売事業において、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、法人税等調整額が2億65百万円発生したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は10億16百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失13億29百万円）となりました。

セグメント別の事業の状況は次のとおりであります。

#### （レディースインナー等販売事業）

商品面におきましては、衣料品類では、当社初の一般医療機器商品として、血流改善、筋肉の疲れやこりの緩和が期待できる「アースメディカル<sup>®</sup>」繊維をつかったインナーやレッグカバー等を数量限定で発売し、好評を得ました。アウター商材はシリーズ見直し等に伴い、一部商品を値引き販売したことにより、衣料品類の売上高は低調に推移いたしました。

化粧品類では、ヘアケア商材より、シャンプー・コンディショナー・トリートメントにアカマツの球果や茶葉等から得られた複合成分を新たに加えてリニューアル発売を行い、好調に推移しました。スキンケア商材では、株式会社サンリオのキャラクター「ハローキティ」のデザインをパッケージにしたコラボレーション企画の商品および特別限定セットなどが好調に推移し、化粧品類の売上高は好調に推移いたしました。

健康食品類では、高めの血圧（収縮期血圧）を下げる機能が確認された機能性表示食品「青みかん入り まるごと発酵茶」を新たに発売しましたが、その他定番商品の販売状況が振るわず、健康食品類の売上高は低調に推移いたしました。

その他、質の高い生活領域に関連した商材として子会社のシャワーヘッドを2021年9月に数量限定で発売したところ早期に完売したことから、追加で2022年3月にも予約販売を行い、売上高に大きく貢献しました。

営業施策面におきましては、ビジネスメンバー向けに2年ぶりとなるインセンティブ付コンテスト（2021年9月～同年11月）を実施しましたが、長引く感染症の影響などによりビジネスメンバーの稼働状況は低調に推移しました。

以上の結果、レディースインナー等販売事業の売上高は131億61百万円（前連結会計年度比1.9%増）となりました。



(ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業)

美容と節水効果が期待できるシャワーヘッド「Bollina（ボリーナ）」シリーズにおいては、ウルトラファインバブル製品の昨今のメディア露出の増加による認知度向上の効果を受け、主要取引先からの受注増加に繋がり、売上高は好調に推移しました。また、精製水や水道水等から除菌・消臭効果が期待できるオゾン水を生成できる、携帯型オゾン水生成器「ボリーナ オースリーミスト」を、法人を対象とした営業活動等、新たな販路拡大に取り組みましたが、売上は低調に推移いたしました。

以上の結果、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の売上高は27億55百万円（前連結会計年度比223.7%増）となりました。

【セグメント別売上高】

事業区分	第46期 2021年3月期		第47期 2022年3月期		前連結会計年度比	
	売上高	構成比	売上高	構成比	売上高	増減率
レディースインナー等販売事業	百万円 12,919	% 93.8	百万円 13,161	% 82.7	百万円 241	% 1.9
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	851	6.2	2,755	17.3	1,904	223.7
合計	13,771	100.0	15,916	100.0	2,145	15.6

- (注) 1. 構成比は、それぞれの単純合計額を基に算出し小数点第2位を四捨五入しております。
2. 第46期のウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業は2020年8月～2021年1月までの6か月間の売上実績です。第47期においては1年間の売上実績であり、子会社のシャワーヘッドの売上が好調に推移し前連結会計年度比182.4%となりました。
3. 第47期のウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の売上高には、セグメント間の内部売上高3億51百万円が含まれております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団における設備投資の総額は5億78百万円であります。

①レディースインナー等販売事業の設備投資の状況

主な取得の内容は、基幹システムのリニューアル構築費用3億22百万円であります。

②ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業の設備投資の状況

主な取得の内容は、NC旋盤の増設費用16百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 44 期 2019年 3 月期	第 45 期 2020年 3 月期	第 46 期 2021年 3 月期	第 47 期 (当連結会計年度) 2022年 3 月期
売 上 高 (百万円)	—	—	13,771	15,565
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 ( △ ) (百万円)	—	—	△775	1,704
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	—	—	△729	1,720
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	—	—	△1,329	1,016
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	—	—	△83.97	64.18
純 資 産 (百万円)	—	—	17,950	18,814
総 資 産 (百万円)	—	—	20,359	22,145

- (注) 1. 前連結会計年度(第46期)から連結計算書類を作成しておりますので、第45期以前の状況は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 第47期における売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益および1株当たり当期純利益の大幅な増加は、レディースインナー等販売事業において前連結会計年度よりも費用が減少したこと、子会社のシャワーヘッドの販売が好調であったこと、衣料品類の一部商品を値引き販売したことにより在庫ロスが低減した影響で利益率が改善したこと、また、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業において売上高が好調であったことなどによるものです。

## ②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 44 期 2019年 3 月期	第 45 期 2020年 3 月期	第 46 期 2021年 3 月期	第 47 期 2022年 3 月期
売 上 高 (百万円)	16,510	15,671	12,919	13,161
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 ( △ ) (百万円)	363	239	△1,088	544
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 ( △ ) (百万円)	373	273	△1,051	564
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 ( △ ) (百万円)	223	73	△1,507	265
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 ( △ ) (円)	14.14	4.65	△95.22	16.76
純 資 産 (百万円)	19,483	19,400	17,748	17,826
総 資 産 (百万円)	22,221	22,263	19,870	20,571

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 第45期の当期純利益および1株当たり当期純利益の減少は、売上高の減少に加え、営業体制の見直しによる支店の統廃合にて支店閉鎖損失(特別損失)が生じたことによるものです。
3. 第46期の売上高につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延の影響等により大幅に減少し、それに伴い、各段階の損益も損失の計上となっております。
4. 第47期における営業利益、経常利益、当期純利益および1株当たり当期純利益の大幅な増加は、前事業年度よりも費用が減少したこと、子会社のシャワーヘッドの販売が好調であったことおよび衣料品類の一部商品を値引き販売したことにより在庫ロスが低減した影響で利益率が改善したことによるものです。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ①親会社との状況

該当事項はありません。

### ②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社田中金属製作所	10百万円	100%	ウルトラファインバブル技術製品・その他の開発、製造、販売等
株式会社 WATER C O N N E C T	1百万円	100%	シャワーヘッドおよび水回り商品の販売等

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (7) 対処すべき課題

### 《会社経営の基本方針》

当社グループは、物心共にバランスのとれた「豊かさ」を人々にお届けしたいという理念を実践しております。美と健康、そして質の高い生活を実現するために、多様な商品やサービスの開発・提供を通じて、お客さまのライフステージに寄り添える「もの・こと・ひと」に徹底してこだわります。また、これらを実現するために、将来の目指す姿を次のとおり掲げております。

より豊かな生活に貢献できる企業グループとして、わたしたちシャルレグループは、これからも躍進し続けます。

### 《当社グループが目指す姿》

「女性を元気にする日本一のグループ」を目指して

1. 「美しさと健やかさと質の高い生活」に貢献できる「ものづくり」に徹底してこだわり、人々のあらゆるニーズに対応した商品やサービスを提供し、より豊かな社会の実現を目指す企業グループになる。
2. 国内市場において得た知見や技術を活かして、海外に向けても商品やサービスを展開する。
3. 財務・収益体質への改善に取り組み、経営基盤の強化を図ることによって、ステークホルダーへの安定的な還元を実現する。
4. 時代の変化や社会課題の解決に対応した、新たな価値を創造する企業グループとして、持続可能な社会の実現に貢献する。
5. すべての従業員が常にチャレンジし続け、自律・協働の精神をもって、最後までやり遂げる。

### 《グループ中期経営計画》

#### 1. 中期経営計画の見直しの背景および今後の方向性

当社は、2019年4月より3か年の中期経営計画（2019年4月～2022年3月期）に取り組んでまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延の影響を大きく受けました。そのような環境のもと、2020年8月17日付をもって、株式会社田中金属製作所および株式会社WATER CONNECTの2社を新たに子会社化しました。グループとしての収益性、成長性を鑑みた事業ポートフォリオの最適化等を踏まえ、前連結会計年度に中期経営計画の推進期間を1年間延ばすとともに、一部計画内容を見直す判断をいたしました。

しかしながら、同感染症のまん延が長期化し、世界経済の情勢や社会の生活様式、市場の状況など当社を取り巻く事業環境は大きく変わり、当社グループの業績の動向や経営課題に対する戦略の方向性において、当初計画との乖離が生じてまいりました。

以上の現状を総合的に勘案した結果、現行の中期経営計画（2019年4月～2023年3月期）を見直すことといたしました。

新たな中期経営計画については、従来の経営戦略の基本骨子に基づく各事業戦略において、より踏み込んだ事業構造改革を段階的に行い、またグループ企業として成長するために、中期経営計画の推進期間を5か年（2022年4月～2027年3月期）に変更しました。業績回復に向けた成長戦略を実行することで「当社グループが目指す姿」の実現に向けて、努めてまいります。今後も引き続き、経済・社会の趨勢や市場動向の変化を注視しつつ、柔軟に対応しながら新たな戦略の追加や見直しは随時行ってまいります。

## 2. 目標とするグループ中期経営指標

2027年3月期を最終年度として、株主資本の効率性を表すROEの指標を加え、以下の指標を中期経営目標といたします。

- ・連結売上高： 173億円
- ・連結営業利益率： 8%以上
- ・連結ROE： 5%以上

## 3. グループ中期経営戦略

### (1) シャルレビジネス事業の再生

- ①販売組織の活性化に向けた環境づくり
  - ・シャルレビジネスにおける直受注・直発送（BtoC）モデルの導入
  - ・次世代のビジネスメンバーの獲得を目的とした新たな販売プログラムの導入
- ②ブランド/マーケティング戦略の強化
  - ・企業ブランドの価値向上および商品ブランドの再編
  - ・フェムテック、フレイル、シニアビューティ領域の商品開発・展開
- ③働き方改革の推進強化
  - ・多様な働き方（生産性向上）に向けた職場環境づくり
  - ・改革に向けた社内風土づくり
- ④SDGsへの取り組みの推進強化
  - ・環境問題やジェンダー平等への取り組み
  - ・健康増進企業としての取り組み

### (2) 新規事業開発による新たな柱の創造

- ①子会社の事業運営
  - ・オゾン技術を利用した商品開発および営業体制の強化
- ②M&A・提携等による新事業の開発
  - ・国内における第3の柱となる事業の開発
- ③新たな海外販売ルートの開拓・展開
  - ・ベトナム、台湾における販路拡大に向けたテスト販売

(8) 主要な事業内容および主要拠点等の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の主要な事業セグメント

事業区分	事業内容
レディースインナー等販売事業	レディースインナーを主体とする衣料品、化粧品、健康食品等の販売
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	美容と健康に寄与する水回り製品（節水シャワーヘッド等）および水栓部品等の開発、製造、販売

②主要な拠点等の状況

ア. 当社

本店	兵庫県神戸市
本社	兵庫県神戸市
営業所	東日本営業部（東京都豊島区）、西日本営業部（兵庫県神戸市）
配送センター	札幌配送センター（北海道北広島市）、埼玉配送センター（埼玉県行田市）、福岡配送センター（福岡県糟屋郡宇美町）

イ. 子会社

株式会社田中金属製作所	本店（岐阜県山県市）、本社（岐阜県岐阜市）、工場（岐阜県山県市）
株式会社WATER CONNECT	本社（岐阜県岐阜市）

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レディースインナー等販売事業	258 (51) 名	8名減 (－)
ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業	29 (19) 名	7名増 (1名増)
合計	287 (70) 名	1名減 (1名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. レディースインナー等販売事業の使用人数において、ウルトラファインバブル技術製品等製造販売事業へ出向している2名を除いて記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
258 (51) 名	8名減 (－)	45.5歳	19.4年

(注) 使用人数は就業員数であり、嘱託社員・契約社員・パートタイマー等は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額の状況 (2022年3月31日現在)

①当社

該当事項はありません。

②子会社

借入先	借入金残高
岐阜信用金庫	32百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 84,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 16,086,250株  
 (3) 株主数 5,904名（前期末比 410名増加）  
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
林 雅 晴	1,508	9.53
有 限 会 社 G & L	1,272	8.04
有 限 会 社 L a m ' s	956	6.04
林 勝 哉	843	5.33
瀬 崎 五 葉	834	5.27
林 宏 子	737	4.66
林 直 樹	458	2.89
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	334	2.11
INTERACTIVE BROKERS LLC	311	1.97
林 達 哉	291	1.84

（注）持株比率は、自己株式（250,777株）を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況  
 該当事項はありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	林 勝 哉	新規事業部担当、内部監査室担当 (重要な兼職の状況) 有限会社G & L 代表取締役
取 締 役	山 縣 正 典	商品開発部担当、コーポレートサービス部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役、株式会社WATER CONNECT 取締役
取 締 役	高 畑 則 雄	商品管理部担当、東日本営業部担当、西日本営業部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役
取 締 役	千本松 重 雄	経営企画部担当、CB戦略部担当、情報取扱責任者 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役
取 締 役	濱 野 正 治	人事・総務部担当、法務部担当、お客様相談室担当、 内部統制担当、コンプライアンス担当
取 締 役 (監査等委員・常勤)	吉 田 金 吾	—
取 締 役 (監査等委員)	岸 本 達 司	(重要な兼職の状況) 新世綜合法律事務所 代表パートナー 大和ハウス工業株式会社 社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	井 出 久 美	(重要な兼職の状況) 井出久美公認会計士事務所 所長 タンゴヤ株式会社 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	茂 永 崇	(重要な兼職の状況) 松村・茂永法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 当社は、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役(監査等委員・常勤)吉田金吾、取締役(監査等委員)岸本達司、同井出久美および同茂永崇は、会社法第2条第15号の社外取締役であります。
3. 取締役(監査等委員)井出久美は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)岸本達司および同茂永崇は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当社は、監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集や各種調査等の継続的な対応、その他の監査を実効的に行うために吉田金吾を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当事業年度中における取締役の担当の異動状況は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
山 縣 正 典	—	商品開発部担当、コーポレートサービス部担当	2021年6月23日
高 畑 則 雄	—	商品管理部担当、東日本営業部担当、西日本営業部担当	2021年6月23日
濱 野 正 治	人事・総務部担当、法務室担当、お客様相談室担当、内部統制担当、コンプライアンス担当	人事・総務部担当、法務部担当、お客様相談室担当、内部統制担当、コンプライアンス担当	2021年10月1日

7. 当社は、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役吉田金吾、同岸本達司および同井出久美は任期満了により退任し、監査等委員である取締役就任しております。
8. 当社は、取締役（監査等委員・常勤）吉田金吾、取締役（監査等委員）岸本達司、同井出久美および同茂永崇を、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務付けている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
9. 取締役奥平和良、同奥田清三、同脇田純一および同天野富夫は、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を各監査等委員である取締役との間で締結しております。

当社が各監査等委員である取締役との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「各監査等委員である取締役は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、11百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

## (3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

#### (4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者の範囲を当社についてはすべての取締役（監査等委員である取締役を含む。）とし、子会社についてはすべての取締役および監査役としております。その保険料は全額当社が負担しております。

当該保険の填補の対象は、被保険者がその職務の執行に関して行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等としております。ただし、故意または重過失に起因する損害賠償請求については、填補されません。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

#### (5) 当事業年度に係る報酬等

① 監査等委員会設置会社移行前における取締役および監査役の報酬等の総額等  
（2021年4月1日から第46回定時株主総会（2021年6月23日）終結の時まで）

##### 1) 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人数
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 （社外取締役を除く。）	13百万円	13百万円	－	－	4名
監査役 （社外監査役を除く。）	2百万円	2百万円	－	－	1名
社外取締役	2百万円	2百万円	－	－	2名
社外監査役	2百万円	2百万円	－	－	2名

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役（社外取締役を除く。）、社外取締役の報酬等の総額および人数には、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役（社外取締役を除く。）2名、社外取締役2名分を含んでおります。

3. 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役（2名）の使用人分給与は含まれておりません。使用人兼務取締役2名に対しては、上表報酬等のほか、使用人分給与として総額4百万円を支給しております。また、当該使用人兼務取締役2名の取締役としての報酬等の総額は1百万円であり、これらは上表報酬等の総額に含まれております。

##### 2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額1億96百万円以内（うち社外取締役の報酬額は年額27百万円以内）と決議しております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。

監査役の報酬額は、2009年6月24日開催の第34回定時株主総会において年額34百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査役の員数は3名です。

3) 取締役および監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

ア. 取締役および監査役の報酬等の基本方針および報酬水準の決定方法

当社は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針としております。

また、役員の報酬水準については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関の調査による他社水準を参考にしつつ、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役会にて決定しております。

イ. 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等に関する方針

代表取締役社長兼社長執行役員と取締役兼専務執行役員の報酬等は、役割、役位および代表権の有無等の職責に基づき、あらかじめ設定された基本報酬テーブル（固定報酬9割、変動報酬1割）を用いる方法を採用しております。

また、基本報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、各取締役の担当業務における実績ならびに各取締役の役割および役位に応じて設定された定量的・定性的要素による個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

ウ. 使用人兼務取締役の報酬等に関する方針

使用人兼務取締役の報酬等は、取締役報酬分と使用人給与分に区分して個人別評価に基づき、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

エ. 社外取締役の報酬等に関する方針

社外取締役の報酬等は、その役割と独立性の観点から、業績とは連動しない固定報酬のみによって構成されており、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、役員報酬規程の定める範囲内で、取締役会にて決定しております。

オ. 監査役（社外監査役を除く。）の報酬等に関する方針

監査役の報酬等は、経営の監督および監査機能を十分に機能させるため、業績とは連動しない固定報酬のみによって構成され、あらかじめ設定された固定報酬テーブルを用いる方法を採用しております。

また、固定報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとなっており、職責に基づき、監査役会の協議にて決定しております。

カ. 社外監査役の報酬等に関する方針

社外監査役の報酬等は、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みではない固定報酬のみによって構成され、監査役会の協議にて決定しております。

4) 業績連動報酬に係る指標、その選定理由および業績連動報酬の額の決定方針  
 ア. 業績連動報酬に係る指標の内容、その選定理由

指標種別	選定理由
親会社株主に帰属する当期純利益	事業年度の活動にて得られた損益であり、事業年度期間の企業価値向上に直結する重要な指標であることから、株主の皆さまの利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと考えております。

イ. 業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬となる変動報酬は、基準額である基本報酬の1割に、前事業年度の当期純利益額（連結子会社がある場合には、親会社株主に帰属する当期純利益額）に対する目標達成の状況に応じて、一定の割合を乗じて算定することとしております。

ウ. 当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標および実績

指標種別	目標	実績	達成状況
親会社株主に帰属する当期純利益	720百万円	1,016百万円	達成 (141%)

(注) 役員報酬規程において、当期純利益予算（目標）に対する実績が40%以上下回った場合、または当期純利益（連結子会社がある場合には、親会社株主に帰属する当期純利益額）が600百万円を下回った場合は業績連動報酬を支給しないことになっております。

5) 当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由  
 取締役の個人別報酬等の決定に当たっては、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会が取締役会からの諮問により原案について決定方針との整合性を含め総合的に審議し、答申を行っており、取締役会としても答申内容を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

6) 非金銭報酬等に関する事項  
 該当事項はありません。

7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
 該当事項はありません。

②監査等委員会設置会社移行後における取締役の報酬等の総額等  
 (第46回定時株主総会(2021年6月23日)終結の時から2022年3月31日まで)

1) 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人数
		固定報酬	業績連動報酬	その他の報酬	
取締役 (監査等委員を除く。)	86百万円	70百万円	15百万円	—	5名
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	19百万円 (19百万円)	19百万円 (19百万円)	—	—	4名 (4名)

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 社外取締役に對する報酬およびその人数は、( )内に記載しております。

3. 事業構造の抜本的改革の観点から人員構成の是正の必要があり、希望退職者の募集を行わざるを得なくなったことに加え、当事業年度におけるレディースインナー等販売事業の業績が下降トレンドを脱していないこと、翌事業年度の利益計画に定める連結業績目標が大きく減少することになったことを真摯に受け止め、経営責任を明確にするため、業績連動報酬を代表取締役社長は100%、他の取締役(監査等委員を除く。)4名は各50%を自主返納しております。

2) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)および監査等委員である取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額は、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会において、年額1億96百万円以内(うち社外取締役分年額27百万円以内)と決議しております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないと決議しております。当該株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、5名(うち社外取締役0名)です。

監査等委員である取締役の報酬額は、2021年6月23日開催の第46回定時株主総会において、年額34百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は、4名です。

3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年5月27日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社への移行を前提とした取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

ア. 基本方針および報酬水準の決定方法

当社の取締役の報酬等は、継続的な企業価値の向上および企業競争力の維持のため、当社に適した優秀な人材を確保するとともに、当社の企業規模としてふさわしい報酬水準・構成を構築することを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬水準（報酬の支給時期および支給条件も含む。）については、客観性、適正性を確保するため、社外専門機関の調査による他社水準を参考としつつ、社外役員が過半数を占める任意の報酬委員会へ諮問し、当委員会からも相当である旨の意見を受けたことを踏まえ、取締役会の決議を経て取締役報酬規程にて定めております。また、監査等委員である取締役の報酬水準についても、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と同様の考えのもと、監査等委員会の協議を経て取締役報酬規程にて定めております。

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち業務執行取締役に対しては、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けた健全なインセンティブとして機能するよう株主利益と連動したものとするため、固定報酬および業績連動報酬から構成される基本報酬を支給します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうち社外取締役に対しては、客観的立場から当社および当社グループ全体の経営に対して監督および助言を行うという役割と独立性の観点から、業績とは連動しない固定報酬のみを支給します。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては、取締役報酬規程の範囲内で就任する役位等に応じて手当を支給し、また、業績が著しく向上した場合には株主総会の決議に基づき賞与を支給することができるものとしております。ただし、賞与の支給に関しては、その支給を決定した経緯等を踏まえ、別途、当該賞与に係る個人別の金額の決定に関する方針を定めるか、または株主総会の決議において個人別の支給額の承認を得るものとしております。

ウ. 業務執行取締役の基本報酬の個人別の金額の決定に関する方針

業務執行取締役の基本報酬は、これまでの経営に携わった役位、役割、職責および在任期間以外に、経営経験、知見、知識からの期待値等を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める業務執行取締役基本報酬テーブルを基準とし、取締役会にて決定します。なお、業務執行取締役の基本報酬テーブルは、「固定報酬：業績連動報酬＝9：1」より構成し、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとしております。

エ. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬の個人別の金額の決定に関する方針

社外取締役の固定報酬は、役割・責任の観点を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める社外取締役報酬テーブルの範囲内で、取締役会にて決定します。また、社外取締役が当社の設置する委員会の委員長として選定された場合には、取締役報酬規程に基づき定額の手当を支給します。

オ. 業績連動報酬の内容および算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬を支給する際の経営指標およびその割合を「売上高（単体）：営業利益（単体）：親会社株主に帰属する当期純利益（連結）＝20％：40％：40％」とします。なお、営業利益（単体）が赤字のときは、業績連動報酬を支給しません。

カ. 監査等委員である取締役の報酬等および個人別の報酬等の額の決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬は、業績に連動しない固定報酬のみを支給します。また、監査等委員である社外取締役のうち、当社が設置する委員会の委員長として選定された者には、取締役報酬規程に基づき定額の手当を支給し、業績が著しく向上した場合には株主総会の決議に基づき賞与を支給することができるものとします。

監査等委員である取締役の固定報酬は、役割・責任の観点を総合的に勘案して、社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会による答申を踏まえ、取締役報酬規程の定める報酬テーブルの範囲内で、監査等委員の協議によって決定します。なお、常勤の監査等委員である取締役の報酬テーブルは、一定の範囲内で昇降給が可能な仕組みとしております。

#### 4) 業績連動報酬に係る指標、その選定理由および業績連動報酬の額の決定方針

ア. 各経営指標を選定した理由は次のとおりであります。

指標種別	選定理由
売上高（単体）	当社グループの売上高は、レディースインナー等販売事業が中核となっており、当社グループの企業価値向上に直結する指標であることから、業務執行取締役の報酬を決定する指標として適切である。
営業利益（単体）	レディースインナー等販売事業の売上高は、当社グループの中核になっていること、また、同事業の社員の賞与は当社の営業利益（単体）の達成度に応じて支給されるため、業務執行取締役の業績連動報酬についても、営業利益（単体）との連動性を高めることで貢献意欲や責任感を強めることが期待でき、社員のインセンティブと合致させることが期待できることから、業務執行取締役の報酬を決定する指標として適切である。
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	親会社株主に帰属する当期純利益は、当社グループにおける事業活動にて得られた企業評価であり、株主視点での経営を促し、株主の皆さまの利益との共通化という観点が期待でき、当社グループの企業価値向上に直結する重要な指標であることから、業務執行取締役の報酬を決定する指標として適切である。

#### イ. 業績連動報酬の額の決定方法

業績連動報酬となる変動報酬は、基準額である基本報酬の1割に、前事業年度の経営指標（売上高（単体）：営業利益（単体）：親会社株主に帰属する当期純利益（連結））に対する目標達成の状況に応じて、一定の割合を乗じて算定することとしております。



ウ. 当事業年度における業績連動報酬の指標の目標および実績

指標種別	目標	実績	達成状況
売上高(単体)	15,687百万円	13,161百万円	未達成(83%)
営業利益(単体)	100百万円	544百万円	達成(544%)
親会社株主に帰属する 当期純利益(連結)	720百万円	1,016百万円	達成(141%)

- 5) 当該事業年度に係る取締役の個人別報酬等が当該方針に沿うものであると判断した理由  
 取締役の個人別報酬等の決定に当たっては、独立性を有する社外取締役が過半数を占める任意の報酬委員会が取締役会からの諮問により原案について決定方針との整合性を含め総合的に審議し、答申を行っており、取締役会としても答申内容を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。
- 6) 非金銭報酬等に関する事項  
 該当事項はありません。
- 7) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項  
 該当事項はありません。

招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類および計算書類

監査報告

(6) その他会社役員に関する重要な事項

- ①当社は、2019年4月1日より執行役員制度を導入しておりましたが、経営体制のスリム化を図るため、2021年4月1日付で代表取締役社長直下に各部門を配置する組織の変更を行うとともに、中期経営計画の推進および業績回復に向けた経営改革に取り組み、より一層の経営効率化と意思決定の迅速化を図るべく、2021年6月23日をもって執行役員制度を廃止いたしました。
- ②2022年4月1日付で取締役の担当の異動および2022年4月1日以降に取締役の重要な兼職状況に変更がありました。

地位および氏名	異動（変更）前	異動（変更）後	異動（変更）年月日
代表取締役社長 林 勝 哉	新規事業部担当、内部監査室担当  (重要な兼職の状況) 有限会社G & L 代表取締役	新規事業部担当、インナー・アパレル部担当、ビューティケア部担当、内部監査室担当 (重要な兼職の状況) 有限会社G & L 代表取締役	2022年4月1日
取締役 山 縣 正 典	商品開発部担当、コーポレートサービス部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役、 株式会社WATER CONNECT 取締役	コーポレートサービス部担当  (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役、 株式会社WATER CONNECT 取締役	2022年4月1日
	コーポレートサービス部担当 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役、 株式会社WATER CONNECT 取締役	コーポレートサービス部担当	2022年4月20日
取締役 千本松 重 雄	経営企画部担当、CB戦略部担当、情報取扱責任者 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役	経営企画部担当、CB戦略部担当、情報取扱責任者 (重要な兼職の状況) 株式会社田中金属製作所 取締役、 株式会社WATER CONNECT 取締役	2022年4月20日

- (注) 1. ものづくりの改革を重要な経営戦略として位置づけ、商品企画・開発体制の強化を図るため、2022年4月1日付で「商品開発部」を廃止し、「インナー・アパレル部」および「ビューティケア部」を新設いたしました。
2. 取締役山縣正典は、2022年4月20日開催の株式会社田中金属製作所第29回定時株主総会および株式会社WATER CONNECT第8回定時株主総会の終結の時をもって、両社の取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 取締役千本松重雄は、2022年4月20日開催の株式会社WATER CONNECT第8回定時株主総会にて取締役に選任され就任いたしました。

## (7) 社外役員に関する事項

### ①社外役員の重要な兼職の状況等（2022年3月31日現在）

地位および氏名	兼 職 先 名	兼 職 の 内 容	関 係
取締役（監査等委員・常勤） 吉 田 金 吾	-	-	-
取締役（監査等委員） 岸 本 達 司	新世綜合法律事務所 大和ハウス工業株式会社	代表パートナー 社外監査役	当社と兼職先との間に特別 の関係はありません。
取締役（監査等委員） 井 出 久 美	井出久美公認会計士事務所 タンゴヤ株式会社	所長 社外取締役	当社と兼職先との間に特別 の関係はありません。
取締役（監査等委員） 茂 永 崇	松村・茂永法律事務所	代表弁護士	当社と兼職先との間に特別 の関係はありません。

### ②社外役員の主な活動状況

地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される 役 割 に 関 して 行 っ た 職 務 の 概 要
取締役 （監査等委員・常勤） 吉 田 金 吾	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち常勤監査役として5回、常勤の監査等委員として15回出席し、長年にわたり金融・財務分野に携わり、金融機関の法人部門や内部管理部門に在籍した豊富な経験および知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、常勤監査役または取締役（監査等委員・常勤）として、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献しております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会6回、監査等委員会16回のすべてに出席し、金融機関の法人部門や内部管理部門に在籍した豊富な経験および知見に基づいて、適切な監査・監督を行っております。</p> <p>さらに、当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会8回、報酬委員会9回のすべてに出席し、監査等委員会設置会社移行後、指名委員会および報酬委員会の委員長として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程における監督を主導しております。</p> <p>そして、当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のうち、常勤監査役としてオブザーバーの立場で1回、社外取締役（監査等委員・常勤）として4回出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。</p> <p>また、2021年6月23日付にてガバナンス向上委員会が設置され、同日以降に開催されたガバナンス向上委員会4回のすべてに出席し、同委員会の委員として、独立性を有する社外取締役の観点から、適宜発言を行っております。</p>

地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 岸本達司	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち社外監査役として5回、監査等委員として14回出席し、弁護士としての経験を通して培った専門的知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献しております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会6回、監査等委員会16回のうち15回に出席し、弁護士としての専門的知見に基づいて、法律面を中心に適宜発言を行っております。</p> <p>さらに、当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会8回、報酬委員会9回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。</p> <p>そして、当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のうち、社外監査役として1回、社外取締役（監査等委員）として4回に出席し、委員長として当社グループにおけるコンプライアンス事案の審議などを主導しております。</p> <p>また、2021年6月23日付にてガバナンス向上委員会が設置され、同日以降に開催されたガバナンス向上委員会4回のすべてに出席し、同委員会の委員として、独立性を有する社外取締役の観点から、適宜発言を行っております。</p>
取締役（監査等委員） 井出久美	<p>当事業年度に開催された取締役会20回のうち社外監査役として5回、監査等委員として15回出席し、公認会計士としての財務および会計の専門知識に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行い、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化および経営の健全性確保に大きく貢献しております。</p> <p>また、当事業年度に開催された監査役会6回のうち5回、監査等委員会16回のすべてに出席し、企業会計などを専門とする公認会計士としての専門的知見に基づいて、財務および会計面を中心に適宜発言を行っております。</p> <p>さらに、当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会8回、報酬委員会9回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。</p> <p>そして、当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会5回のうち社外監査役として1回、社外取締役（監査等委員）として4回に出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。</p>

地位および氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役（監査等委員） 茂 永 崇	<p>2021年6月23日付で取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席し、弁護士や民事調停委員等幅広く活動してきた経験を通して培った専門的な知見に基づいて、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を積極的に行っており、客観的かつ公正な立場で監査体制の強化ならびにコーポレート・ガバナンスおよびコンプライアンス経営に大きく貢献しております。</p> <p>また、2021年6月23日付にて取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された監査等委員会16回のすべてに出席し、監査等委員会においては、弁護士としての専門的知見に基づいて、法律面を中心に適宜発言を行っております。</p> <p>さらに、2021年6月23日付で取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された任意の諮問機関である指名委員会7回、報酬委員会6回のすべてに出席し、指名委員会および報酬委員会の委員として、取締役候補者の選定や取締役報酬等の決定過程において適宜必要な発言を行っております。加えて、2021年6月23日付で取締役（監査等委員）に就任以降、当事業年度に開催された任意の諮問機関であるコンプライアンス委員会4回のすべてに出席し、委員として適宜必要に応じて発言を行っております。</p>

(注) 上表で言及する取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

### (参考) 指名委員会および報酬委員会

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の指名および取締役（監査等委員である取締役を含む。）の報酬等の妥当性を確保すべく、審議プロセスの透明性と客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問機関として指名委員会と報酬委員会を設置しております。指名委員会および報酬委員会は、独立性を有する社外取締役（監査等委員）4名、代表取締役社長および業務執行取締役1名で構成されており、構成員の過半数を独立性を有する社外取締役（監査等委員）とするとともに、それぞれの委員長は独立性を有する社外取締役（監査等委員）より選任しております。

### (参考) コンプライアンス委員会

当社は、当社および当社グループの役職員および取引先等による不正行為の抑止等を図るとともに、当社および当社グループの社会的信頼の維持およびコンプライアンス態勢を確立するために、任意の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、独立性を有する社外取締役（監査等委員）4名で構成されており、委員長は委員の互選により決定しております。

### (参考) 取締役(監査等委員である取締役を含む。)の研鑽・研修の方針

当社は、取締役(監査等委員である取締役を含む。)に対して必要な研鑽および研修の機会を設け、それらに要する費用を負担しております。

具体的には、業務執行取締役に対して、コーポレート・ガバナンスやコンプライアンスのみならず、企業経営やサステナビリティ等を含めた上場企業の取締役としての役割・責務を果たすために必要な知識を習得する機会として、社外セミナーへの参加に対して当社が費用を負担したり、弁護士等の外部専門家による法令等に関する研修会を開催するなどし、研鑽および研修の機会を設けております。

また、社外取締役を招聘する際には、当社の基本理念を理解いただき、事業概要、事業計画等について説明するとともに、当社に関する知識を深める目的で、継続的に各事業部門の責任者からの説明や現場視察等を行える機会を設け、社外取締役としての役割・責務を果たせるように支援しております。

### (参考) ガバナンス向上委員会

当社の経営体制は、独立性を有する社外取締役の比率を取締役会全体の3分の1以上とする体制により、取締役会の監督機能の実効性を高めておりますが、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制をより一層の客観性と透明性の高い企業統治体制を実現するために、ガバナンス向上委員会を2021年6月23日付にて設置しております。ガバナンス向上委員会は、独立性を有する社外取締役(監査等委員)2名、外部有識者2名で構成され、委員長は外部有識者が務めております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

### (2) 継続監査期間

12年間

### (3) 業務を執行した公認会計士

業務執行社員：田中郁生、中須賀高典

### (4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22百万円
②当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. ①の金額は、すべて、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額であります。なお、当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

(5) **当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由**

監査等委員会設置会社に移行する前の監査役会において、従前の事業年度における会計監査人の職務遂行状況、監査時間等の監査実績について分析・評価を行ったうえで、当事業年度の監査計画における監査時間および報酬額の見積りの相当性を確認し、また上場企業の監査報酬水準との比較においても乖離はなく適正な水準であると考え、当事業年度の会計監査人の報酬額については妥当であると判断し、同意しております。

(6) **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(7) **責任限定契約の内容の概要**

当社は、会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を会計監査人との間で締結しております。

当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

「会計監査人は、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合は、100百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度としてその責任を負う。」

(8) **補償契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

(9) **役員等賠償責任保険契約の内容の概要等**

該当事項はありません。

## 6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益配分を経営の重要課題として位置付けており、経営環境の変化に対応するために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを方針とし、剰余金の配当回数につきましては年1回の期末配当を基本方針としております。

また、当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款にて定めておりますが、期末配当につきましては、定時株主総会による決議を原則としております。

なお、内部留保は企業の安定性と株主利益を念頭に置き、既存事業の拡大、新規事業の開拓や提携など企業価値向上のために将来投資に活用する所存で、同時に資本効率の向上と株式需給調整の観点から株主資本の充実度合いとキャッシュ・フローの状況に応じて自己株式の取得も検討してまいります。

### (参考) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社グループは、企業価値の向上を目指すうえでコーポレート・ガバナンスの強化を経営の重要課題と位置付けております。コーポレート・ガバナンス体制が有効に機能するように、当社が定めたコーポレートガバナンス基本方針に基づく企業経営を実践し、経営の客観性や透明性を高めるとともに、迅速かつ適正な意思決定につながる企業経営を追求してまいります。そして、当社グループの経営方針に基づき、お客さま、従業員、株主等のステークホルダーの立場を踏まえて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

### (参考) 関連当事者の取引に関する手続

当社のコーポレートガバナンス基本方針に則り、関連当事者の取引については、事前に取り締役会の承認を得なければならないものとし、取締役会が監視しております。



招集通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類および計算書類

監査報告

# 連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>16,892</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,472</b>
現金及び預金	13,249	買掛金	549
受取手形	15	1年内返済予定の長期借入金	7
売掛金	242	リース債務	59
商品及び製品	3,075	未払金	798
仕掛品	7	未払法人税等	342
原材料及び貯蔵品	88	契約負債	104
その他	214	賞与引当金	260
貸倒引当金	△1	その他	351
<b>固定資産</b>	<b>5,252</b>	<b>固定負債</b>	<b>858</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,264</b>	長期借入金	25
建物及び構築物	972	リース債務	19
機械装置及び運搬具	125	長期未払金	153
工具、器具及び備品	141	契約負債	193
土地	947	繰延税金負債	313
リース資産	77	退職給付に係る負債	153
<b>無形固定資産</b>	<b>1,144</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,331</b>
のれん	50	<b>(純資産の部)</b>	
その他	1,093	<b>株主資本</b>	<b>18,782</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,843</b>	資本金	3,600
投資有価証券	404	資本剰余金	4,897
繰延税金資産	35	利益剰余金	10,416
退職給付に係る資産	1,023	自己株式	△131
その他	384	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>31</b>
貸倒引当金	△4	その他有価証券評価差額金	△26
		退職給付に係る調整累計額	58
<b>資産合計</b>	<b>22,145</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,814</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,145</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		15,565
売上原価		6,854
売上総利益		8,710
販売費及び一般管理費		7,006
営業利益		1,704
営業外収益		
受取利息及び配当金	5	
貸倒引当金戻入額	0	
雑収入	19	26
営業外費用		
支払利息	1	
雑損失	8	9
経常利益		1,720
特別利益		
固定資産売却益	8	
受取和解金	5	14
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	
その他の	1	2
税金等調整前当期純利益		1,732
法人税、住民税及び事業税	450	
法人税等調整額	265	716
当期純利益		1,016
親会社株主に帰属する当期純利益		1,016

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

議決権行使についてのご案内

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類および計算書類

監査報告

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>15,108</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,973</b>
現金及び預金	11,850	買掛金	518
売掛金	78	未払金	719
商品	2,995	未払法人税等	48
その他	184	契約負債	102
貸倒引当金	△0	賞与引当金	230
		その他	353
<b>固定資産</b>	<b>5,462</b>	<b>固定負債</b>	<b>770</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,087</b>	長期未払金	115
建物及び構築物	895	契約負債	193
土地	907	繰延税金負債	288
その他	283	退職給付引当金	153
		その他	19
<b>無形固定資産</b>	<b>1,087</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,744</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,287</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	403	<b>株主資本</b>	<b>17,853</b>
関係会社株式	636	資本金	3,600
長期貸付金	4	資本剰余金	4,897
前払年金費用	943	資本準備金	4,897
その他	304	<b>利益剰余金</b>	<b>9,487</b>
貸倒引当金	△4	利益準備金	650
		その他利益剰余金	8,837
<b>資産合計</b>	<b>20,571</b>	別途積立金	8,900
		繰越利益剰余金	△62
		<b>自己株式</b>	<b>△131</b>
		評価・換算差額等	△26
		その他有価証券評価差額金	△26
		<b>純資産合計</b>	<b>17,826</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>20,571</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(自 2021年4月1日  
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		13,161
売 上 原 価		6,362
売 上 総 利 益		6,798
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,254
営 業 利 益		544
営 業 外 収 益		22
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	0	
雑 収 入	16	
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1	
雑 損 失	1	2
経 常 利 益		564
特 別 利 益		5
受 取 和 解 金	5	
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	0	
そ の 他 特 別 損 失	1	1
税 引 前 当 期 純 利 益		568
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11	
法 人 税 等 調 整 額	291	302
当 期 純 利 益		265

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 シャルレ  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中 郁生  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シャルレの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャルレ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2022年5月13日の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 シャルレ  
取締役会 御中

### ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 田中 郁生  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中須賀 高典  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シャルレの2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

注記（重要な後発事象に関する注記）に記載されているとおり、会社は2022年5月13日の取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第47期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な裁決書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (4) 取締役の選解任等および報酬等に関して

第47回定時株主総会に上程されている監査等委員である取締役以外の取締役の選任議案及び当事業年度における監査等委員である取締役以外の取締役の報酬については、いずれも相当であり、当監査等委員会としては指摘すべき事項はございません。

2022年5月13日

株式会社シャルレ 監査等委員会

常勤監査等委員 吉田金吾 印

監査等委員 岸本達司 印

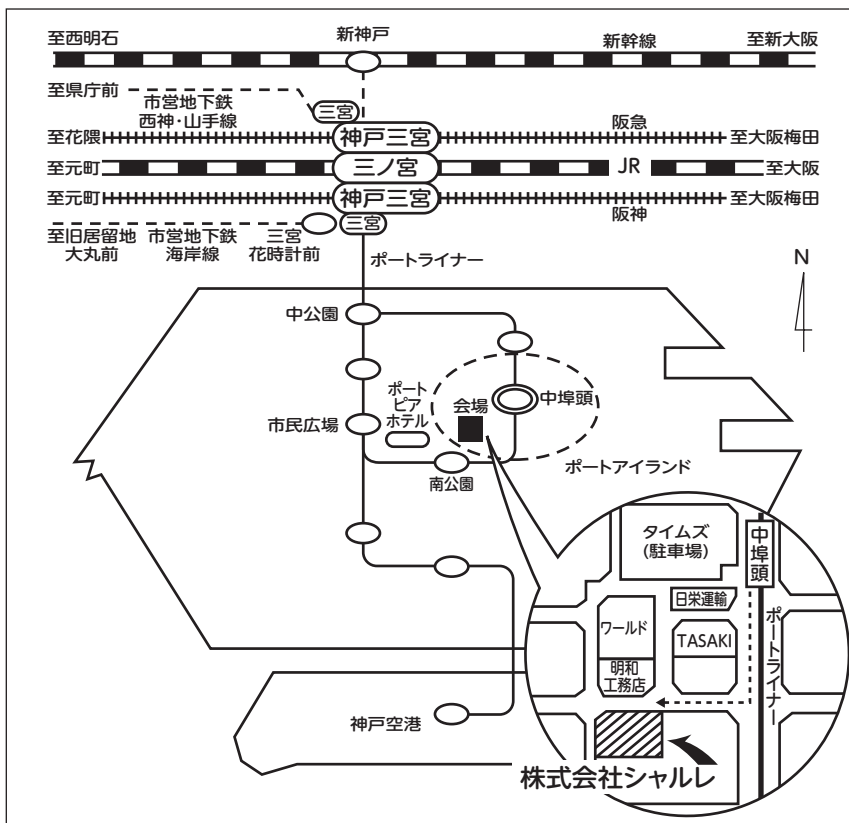
監査等委員 井出久美 印

監査等委員 茂永崇 印

以上

## 株主総会会場ご案内図

- ・株主総会会場  
神戸市中央区港島中町七丁目7番1号  
当 社 ポートアイランドビル 大ホール
- ・株主総会会場への交通アクセス  
ポータライナー三宮駅より  
北埠頭方面行に乗車、中埠頭駅下車 所要時間約14分  
ポータライナー神戸空港駅より  
三宮方面行に乗車、市民広場駅下車・北埠頭方面行に乗り換え  
中埠頭駅下車 所要時間約12分 (乗り換え時間は含んでおりません。)  
中埠頭駅改札口を出て、西側(右側)階段より南へ徒歩約5分



### (お知らせ)

- ・会場に駐車場はご用意しておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。